

斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、斑鳩町附属機関設置条例（平成12年3月斑鳩町条例第6号）第3条の規定に基づき、斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は公開を原則とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部都市整備課が処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項

は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。